

第7回全国障害者スポーツ大会専門委員会 次 第

日時：平成31年3月18日(月)10:00-12:00

場所：滋賀県庁北新館3階多目的室2

1. 開会

2. あいさつ

3. 報告事項

- (1) 第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成について
- (2) 平成30年度障がい者スポーツ協会・競技団体・指導者協議会 合同会議における報告事項について

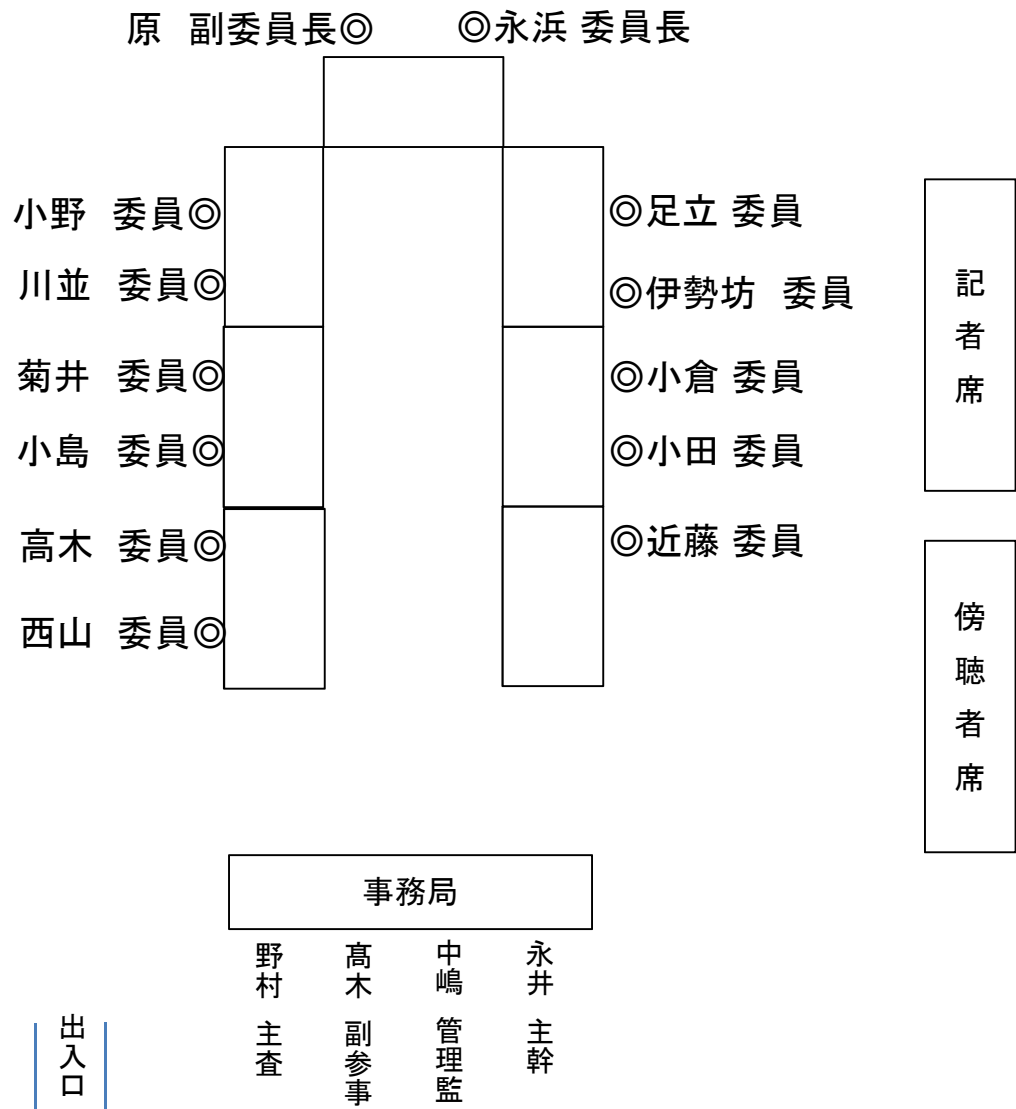
4. 説明事項

- (1) 第24回全国障害者スポーツ大会会場地市町 第1次内定(案)について

5. 閉会

第7回全国障害者スポーツ大会専門委員会 配席図

平成31年3月18日（月）
滋賀県庁北新館3階多目的室2



第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会

第 7 回全国障害者スポーツ大会専門委員会

会議資料



日時：平成 31 年 3 月 18 日（月）10:00～12:00
会場：滋賀県庁北新館 3 階多目的室 2

第7回全国障害者スポーツ大会専門委員会 委員名簿

(順不同：敬称略)

選出区分	機関・団体名および役職名	氏名	備考	
1	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 競技力向上担当次長	小田 隆司		
2	滋賀県障害者スポーツ協会 主査	伊勢坊 美喜		
3	滋賀県障がい者スポーツ指導者協議会 副会長	原 陽一	副委員長	
4	スポーツ 関係	パラリンピアン (ロンドンパラリンピックセーリング競技日本代表選手)	西山 克哉	
5	パラリンピアン (リオデジャネイロパラリンピック視覚障害者マラソン女子日本代表選手)	近藤 寛子		
6	車いすバスケットボール日本代表選手	北田 千尋		
7	スペシャルオリンピックス日本・滋賀 評議員	高木 正二郎		
8	福祉関係	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 地域福祉担当統括課長	奥村 昭	
9	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会 副会長	足立 勲		
10	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事	小倉 繁昌		
11	特定非営利活動法人滋賀県精神障害者家族連合会 理事	川並 正幸		
12	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会 事務局長	菊井 吉之蒸		
13	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 事務局長	中西 久美子		
14	滋賀県障害者自立支援協議会 事務局長	中島 秀夫		
15	滋賀県立障害者福祉センター 副所長	小野 ゆかり		
16	学校関係	滋賀県立野洲養護学校 校長	小島 輝彦	
17	学識 経験者	立命館大学スポーツ健康科学部 准教授	永浜 明子	委員長
18	びわこ成蹊スポーツ大学 准教授	中道 莉央		
19	県関係	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 課長	丸山 英明	

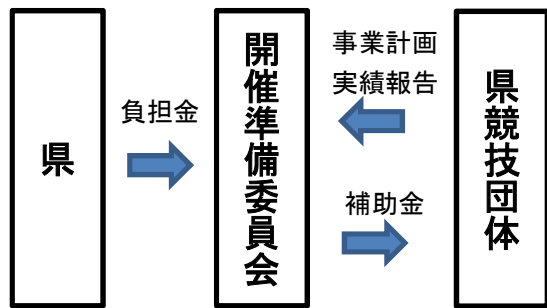
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成支援事業

必要性

- 国スポ・障スポ開催に必要な県内有資格者（審判員等）が不足
- 上級の資格取得には一定の期間が必要
- 資格の取得・維持には多額の費用が必要
（現状は各競技団体・個人で負担）
- 有資格者は国スポ・障スポ後のスポーツ振興に寄与

内容

国スポ・障スポの競技会運営に携わる競技役員等の養成確保に必要な経費に対し補助金を交付する。



2019年度変更点

- ※障スポの審判員養成事業開始
- ※開催準備活動支援事業開始

◆中央講習会等派遣事業（国スポ・障スポ＜特有5競技のみ＞）

- 中央（ブロック）講習会による資格取得・更新
- 全国（ブロック）大会等への参加によるスキルアップ

対象経費…受講者旅費・宿泊費など（県の旅費規程に準じ実費を補助）

◆県内講習会等開催事業（国スポ・障スポ＜特有5競技のみ＞）

- 県内講習会による資格取得・更新

対象経費…講師謝金、講師旅費、印刷製本費、会場使用料など
（一定額を限度に実費を補助。県外講師の宿泊費は補助対象。）

◆開催準備活動支援事業（国スポ・障スポ＜全競技＞）

- 国スポ、障スポ本大会およびリハ大会の視察・調査等

対象経費…視察者旅費・宿泊費など（県の旅費規程に準じ実費を補助）

- 障害者スポーツの理解（障スポのみ）

対象経費…講師謝金、講師旅費、印刷製本費、会場使用料など
（一定額を限度に実費を補助。県外講師の宿泊費は補助対象。）

審判員等養成が必要な
競技団体対象

※障スポ特有5競技: サウンドテーブルテニス、車いすバスケットボール、グラントソフトボール、フライングディスク、ホッパ

第24回全国障害者スポーツ大会(滋賀大会) 競技役員数の目安

	A 必要となる 競技役員 総数 (注1)		B 県内で必 要となる 審判員 (注2)		C 国スポ における 養成数		D 過不足数 (C-B)		障スポ 独自の 養成	参考 必要となる 競技補助員数 総数 (注1)	
	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数		人数	人数
陸上競技(身・知) (一財) 滋賀陸上競技協会	330	人	83	人	450	人	367	人	不要	346	人
水泳(身・知) (滋賀県水泳連盟)	162	人	41	人	202	人	161	人	不要	127	人
アーチェリー(身) (滋賀県アーチェリー協会)	39	人	10	人	37	人	27	人	不要	82	人
卓球(身・知)(注3) (滋賀県卓球協会)	108	人	27	人	91	人	64	人	不要	83	人
★ サウンドテーブルテニス(身) (滋賀県卓球協会)	46	人	12	人	0	人	-12	人	要		
★ フライングディスク(身・知) (滋賀県障害者フライングディスク協会)	85	人	45	人	0	人	-45	人	要	166	人
ボウリング(知) (滋賀県ボウリング連盟)	76	人	19	人	31	人	12	人	不要	—	人
バスケットボール(知) (一社) 滋賀県バスケットボール協会	70	人	18	人	38	人	20	人	不要	90	人
★ 車いすバスケットボール(身) (一社) 滋賀県バスケットボール協会	70	人	10	人	0	人	-10	人	要	66	人
ソフトボール(知) (滋賀県ソフトボール協会)	63	人	16	人	104	54	不要	不要	32	人	
フットベースボール(知) (滋賀県ソフトボール協会)	63	人	14	人					38	人	
★ グランドソフトボール(身) (滋賀県ソフトボール協会)	63	人	30	人	0	人	-30	人	要	32	人
サッカー(知) (公社) 滋賀県サッカー協会	66	人	17	人	40	人	23	人	不要	100	人
バレーボール(身・知・精) (滋賀県バレーボール協会)	143	人	23	人	126	人	103	人	不要	276	人
★ ボッチャ(身)(注4) (滋賀県ボッチャ協会)	70	人	10	人	0	人	-10	人	要	未定	人
合計	1454	人	375	人	1119	人	744	人		1438	人

(注1) えひめ大会の第2次編成案参考

(注2) 障スポ特有競技以外については、競技役員数の概ね1/4を想定。

障スポ特有競技については、別表1により積算。

(注3) 2019年茨城大会から加わる卓球(精)の実施状況を鑑み今後、必要に応じて競技役員数の修正を行う。

(注4) ボッチャは2021年三重大会より追加の為、2017.12中央主催者から提示された運営デザイン(案)参考

(別表1) 障スポ特有競技の審判員数積算表

	a		b		c		d		e		f	
	球審/主審	人数	塁審/副審 (記録員含む)	人数	合計 (A+B)	人数	コート数	最低 必要数 (注6)	人数	養成目標数 ×1.3	人数	
サウンドテーブルテニス	1	人	2	人	3	人	4	面	12	人	16	人
フライングディスク	1	人	2	人	3	人	15	面	45	人	59	人
車いすバスケットボール	1	人	4	人	5	人	2	面	10	人	13	人
グランドソフトボール	1	人	6	人	7	人	2	面	14	人	(注4)30	人
ボッチャ	1	人		人	1	人	8	面	(注5)10	人	13	人

(注4) グランドソフトボールについては、交代要員も含め14×2交代×1.3(補填)≒30養成

(注5) ボッチャについては、交代要員も含め8×2交代のうち6名は中央競技団体から派遣されるため、10名

(注6) 最低必要数とは交代要員を加味しない資格保持者の必要実数である。

審判員養成(中央講習会等派遣・県内講習会等開催事業)分

第24回全国障害者スポーツ大会競技役員養成事業年次計画

(単位:人)

競技名	養成 目標数	取得区分	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年		2024年		計	備 考
			中央	県内	中央	県内	中央	県内	中央	県内	中央	県内	中央	県内		
サウンドテーブル テニス	16	新規取得		4		4		4		4					16	障スポ独自審判資格 取得級はすべてC級
		維持向上				4		8	12		16		16		56	
フライングディスク	59	新規取得	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	59	取得級はすべて2種
		維持向上													0	
車いす バスケットボール	13	新規取得	2		2		5		5		5				19	合計の19人は、延べ人数。内、 13名はブロック公認資格取得 者。6名はブロック公認資格取得 後日本公認資格への昇級者。
		維持向上			2		2		5		8		13		30	
グラウンドソフトボ ール	30	新規取得						30							30	競技ルールや特性を知るため、 資格取得前に県内講習会を実施。
		維持向上		30	5	30	10	30	10	30	10	30	10	30	225	
ポッチャ	13	新規取得	/	/	/	/		5		8					13	取得級はすべてB級
		維持向上	/	/	/	/				5		13		13	31	

※ 必要数については、先催県の状況から算出。なお、ポッチャについては、中央主催者から提示された大会運営(案)に基づき算出。

137

※ 養成年次計画については、進捗状況を踏まえて各競技運営主管団体と協議しながら随時見直しを行う。

※ 国スポとの共通競技については、国スポに向けて養成される審判員を活用することとする。

※グラウンドソフトボールは1コート7名×2面=14人×2交代=28人×1.3=36.4≒30人

平成 30 年度障がい者スポーツ協会・競技団体・指導者協議会 合同会議
（平成 31 年 3 月 5 日）における報告事項について

1 2020 年度全国障害者スポーツ大会競技規則・解説 改正予定

○ 精神障害者の参加資格の変更

精神障害者の参加資格については、これまで「精神障害者保健福祉手帳」所持者または、その取得の対象に準ずる障害のある者としていたが、これを「精神障害者保健福祉手帳」所持者または、「自立支援医療（精神通院）受給者証」所持者のみとする。

○ 大会開催基準要綱への「競技別会期」の明記

大会会期については、開催 3 年前までに開催地主催者が中央主催者と協議して決定することとなっているが、競技別会期については明記がされていなかった。そのため、大会開催基準要綱内「5. 大会開催の基本方針」に「競技別会期は、開催年の 2 年前の年度末までに開催地主催者が中央主催者と協議して決定する。」と明記することとする。

2 2021 年度以降の全国障害者スポーツ大会競技規則・解説 改正予定

○ ボッチャ競技の導入

①2021 年度全国障害者スポーツ大会より、正式競技（個人競技）としてボッチャを導入することとする。（平成 28 年度「2016 年度」公表済）

②個人競技参加人数枠は、身体障害者 1,200 名、知的障害者 1,200 名、精神障害者 140 名の計 2,540 名の総数は保持し、身体障害者の 1,200 名の中から、陸上競技より 120 名、フライングディスクより 20 名の計 140 名をボッチャの枠として移行し新設した。

③ボッチャの都道府県・指定都市選手団からの参加枠については立位・座位の選手各 1 名計 2 名の 1 チームとする。ただし、開催県については 3 チーム計 6 名、次年度後催県については 2 チーム計 4 名とし、全体総数を 140 名とする。

個人競技別参加枠（目安）

（人数）

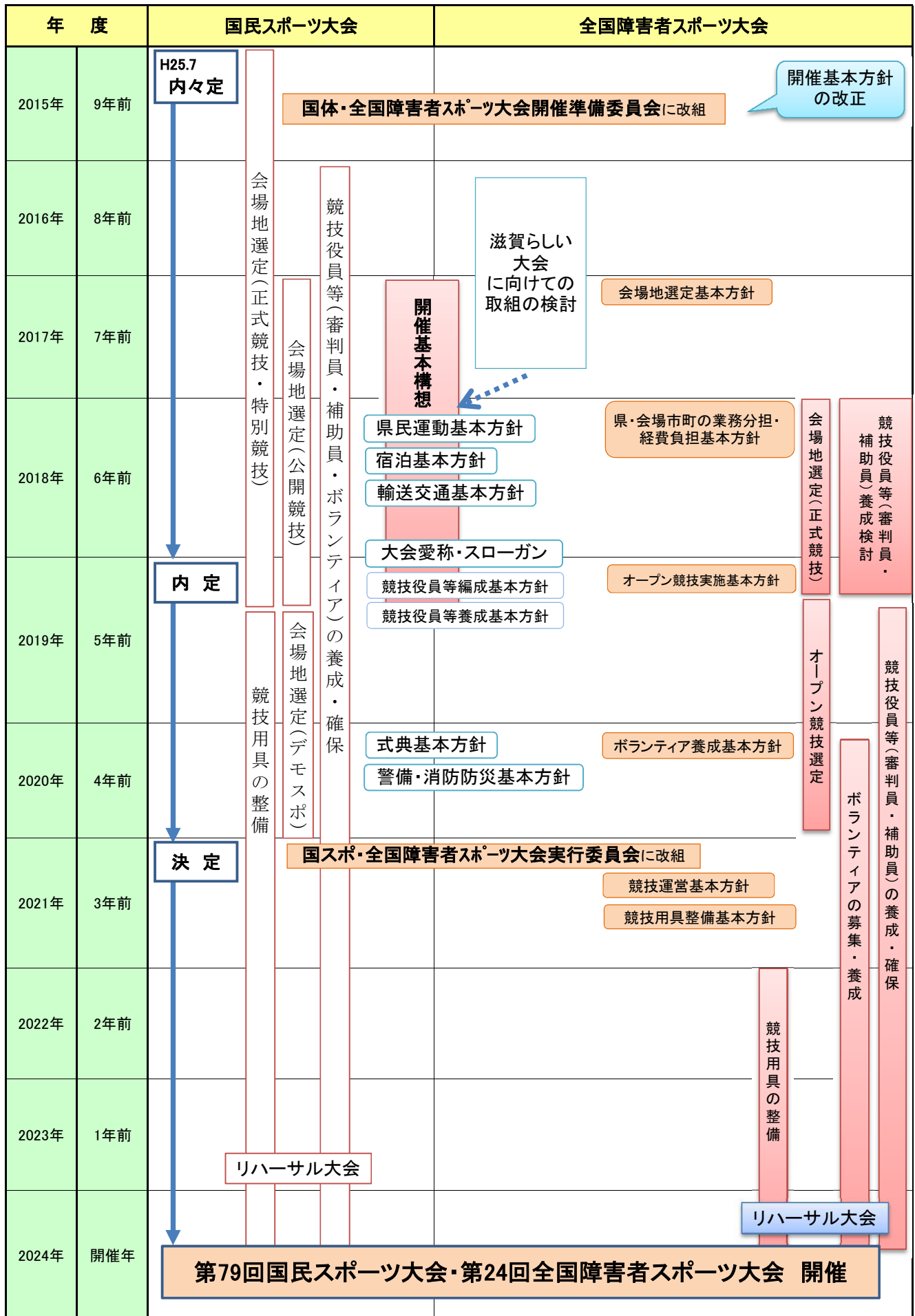
競技名	身体	知的	精神	合計
陸上競技	580 → 460	500	0	960
水泳	160	150	0	310
アーチェリー	70	0	0	70
卓球・サウンドテーブルテニス	180	140	140	460
フライングディスク	210 → 190	210	0	400
ボウリング	0	200	0	200
ボッチャ	0 → 140	0	0	140
合計	1,200	1,200	140	2,540

(参 考 資 料)

- (1) 第 24 回全国障害者スポーツ大会 開催準備スケジュール
- (2) 障害者スポーツに関する審議事項の仕分け
- (3) 第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会
専門委員会設置規程
- (4) 第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会
全国障害者スポーツ大会専門委員会会議公開方針
- (5) 滋賀県情報公開条例 第 6 条

第24回全国障害者スポーツ大会 開催準備スケジュール

参考資料1



障害者スポーツに関する審議事項の仕分け

全国障害者スポーツ大会専門委員会（滋賀県開催準備委員会）

1. 主な審議事項

（1）全国障害者スポーツ大会の競技運営に関すること

- ◆ 審判員等の養成・確保
- ◆ 競技用具の整備
- ◆ リハーサル大会 など

（2）その他全国障害者スポーツ大会に関すること

- ◆ 国スポとの一体的な取組
- ◆ 開催に向けた課題の整理、課題解決策の検討

2. 必要に応じて意見を求める事項

- ◆ 会場地選定、開催基本構想、おもてなし・・・ → 総務企画専門委員会
- ◆ 宿泊、医事、衛生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ → 宿泊・衛生専門委員会
- ◆ 輸送、交通・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ → 輸送・交通専門委員会
- ◆ ボランティア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ → 広報・県民運動専門委員会
- ◆ 開閉会式、表彰式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ → 式典・会場専門委員会（未設置）
- ◆ 警備、消防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ → 警備・消防専門委員会（未設置）

参考 障害者スポーツ専門委員会（滋賀県競技力向上対策本部）

1. スポーツ環境整備

- ◆ 活動拠点整備

2. 指導者の養成

- ◆ 指導者講習会の開催
- ◆ 資格取得の推進

3. 普及、選手の発掘・育成

- ◆ 機会づくり
- ◆ パラリンピック選手支援
- ◆ 学校との連携

平成25年(2013年)10月31日
第1回常任委員会決定

〔最終改正:
平成29年(2017年)7月31日
第5回常任委員会一部改正〕

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

第2条 専門委員会の種類ならびに常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長および副委員長は、専門委員(以下「委員」という。)の互選により選出する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 31 日から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 総合的な計画の立案に関する事。2 会場地（開・閉会式場および陸上競技会場を除く。）の選定に関する事。3 県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担に関する事。4 競技施設の整備計画の立案に関する事。5 情報通信施設の整備計画の立案に関する事。6 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事。	<ol style="list-style-type: none">1 総合的な計画の推進に関する事。2 競技施設基準に関する事。3 競技施設の整備計画の推進に関する事。4 情報通信施設の整備計画の推進に関する事。5 文化プログラムに関する事。6 他の専門委員会に属さない事項（重要な事項を除く。）に関する事。
広報・県民運動専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 広報の基本的事項に関する事。2 県民運動の基本的事項に関する事。3 その他広報および県民運動に係る重要な事項に関する事。	<ol style="list-style-type: none">1 広報の実施に関する事。2 県民運動の推進に関する事。3 大会愛称・スローガン、マスコット等に関する事。4 その他広報および県民運動に係る事項に関する事。
競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 第 79 回国民体育大会（以下「国体」という。）の競技運営に係る計画の立案に関する事。2 国体の競技役員等の養成および編成に係る計画の立案に関する事。3 その他国体の競技運営に係る重要な事項に関する事。	<ol style="list-style-type: none">1 国体の競技運営に係る計画の推進に関する事。2 国体の競技役員等の養成および編成に係る計画の推進に関する事。3 国体の競技用具の整備に関する事。4 国体のリハーサル大会に関する事。5 国体の競技記録に関する事。

		6 その他国体の競技運営に係る事項に関する事項。
全国障害者スポーツ大会専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 第24回全国障害者スポーツ大会(以下「大会」という。)の競技運営に係る計画の立案に関する事項。 2 その他大会に係る重要な事項に関する事項。(他の専門委員会の付託事項を除く。) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 大会の競技運営に係る計画の推進に関する事項。 2 その他大会に関する事項。(他の専門委員会の委任事項を除く。)
宿泊・衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊の基本的な事項に関する事項。 2 医事・衛生の基本的な事項に関する事項。 3 その他宿泊および医事・衛生に係る重要な事項に関する事項。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊業務に関する事項。 2 標準献立および食品調達に関する事項。 3 医療救護および防疫に関する事項。 4 食品衛生および環境衛生に関する事項。 5 馬事衛生に関する事項。 6 その他宿泊および医事衛生に関する事項。
輸送・交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送および交通の基本的な事項に関する事項。 2 その他輸送および交通に係る重要な事項に関する事項。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国輸送に関する事項。 2 総合開・閉会式の輸送に関する事項。 3 競技会場の輸送に関する事項。 4 その他輸送および交通に関する事項。

平成 28 年(2016 年) 2 月 9 日
第 1 回 専 門 委 員 会 決 定

第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 全国障害者スポーツ大会専門委員会 会議公開方針

第 1 趣旨

この方針は、第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会全国障害者スポーツ大会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第 2 会議の公開・非公開の取扱

- 1 専門委員会の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあつては、委員長が専門委員会に諮って会議を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第 6 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に準じる事項を審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

第 3 会議の開催の通知

専門委員会は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の 1 週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）にインターネット上の滋賀県ホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 開催日時
- イ 開催場所
- ウ 議題
- エ 傍聴者の定員
- オ 傍聴の手続き
- カ 議事録等の公表の時期および方法
- キ 問い合わせ先

第4 公開の方法等

専門委員会の会議の公開の方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

1 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から委員長が傍聴を許可する。

なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっても、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。

- (2) 傍聴者の定員は、10名とする。

ただし、会議場の都合等でやむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。

- (3) 前2項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

- (4) 会議の一部を非公開とする場合、委員長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴および報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。

- (5) 傍聴者は、抽選により決定する。

ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。

- (6) 委員長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において議事録（非公開の議題については、会議要録）を作成し、原則として1か月以内に滋賀県ホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不相当と認められる事項について公開しないこととすることができる。

第5 その他

本方針に定めのない事項は、委員長が専門委員会の意見を聞いて必要の都度定めるものとする。

滋賀県情報公開条例 第6条

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条第 1 号へ規定する指示その他これに類する行為をいう。）により明らかに公にすることができない情報
- (5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ